

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県松戸市小金原4-29-9
評価実施期間	平成24年10月23日～平成25年3月11日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	野田市立南部保育所 ノダシリツナンブホイクジョ		
所 在 地	〒278-0022 千葉県野田市山崎1214		
交通手段	東武野田線 梅郷駅下車 徒歩12分		
電 話	04-7124-2221	F A X	04-7124-2221
ホームページ	http://www.coby.jp		
経 営 法 人	株式会社 コピーアンドアソシエイツ		
開設年月日	野田市受託 平成15年4月1日		
併設しているサービス	夜10時までの長時間延長保育 夜8時移行の延長保育児に補食の提供		

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	20			130			150		
敷地面積	2,770.03㎡			保育面積		754.30㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診年2回 歯科検診年1回 糞虫卵、尿検査年2回 視力検査								
食事	完全給食 こだわりの食材								
利用時間	基本保育：午前8時30分から午後5時まで 時間外保育：午前7時から午前8時30分まで 午後5時から午後10時まで								
休 日	①日曜日 ②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ③12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）								
地域との交流	園庭開放 世代間交流								
保護者会活動	保護者会だより発行 写真販売 保護者会主催夕涼み会								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		30	3	33
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	23	1	3	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	3	3	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	野田市児童家庭部 保育課で申込みを受け付けています。 ＜問合せ先＞野田市児童家庭部保育課保育係 電話：04-7125-1111 内線：2175	
申請窓口開設時間	月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 午前8時30分から午後5時15分まで	
申請時注意事項	子どもと保護者で面接をお願いします。	
サービス決定までの時間	申請書の提出は前月の10日まで、決定の場合は翌月1日より入所 (年度当初4月の入所については1月頃から受付)	
入所相談	当保育所または野田市保育課にて随時受付しております。	
利用料金	保育料は、所得税や市民税等の額と児童年齢で異なります。 午後6時からの延長保育は別途料金がかかります。	
食事料金	保育料に含まれますが、3歳以上児のみ主食費として400円/月かかります。	
苦情対応	窓口設置	保育所／受付担当者：主任保育士 解決責任者：保育所長 野田市児童家庭部保育課
	第三者委員の設置	あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p><保育理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康で明るく豊かな感性を持つ子ども ・のびのびと創造的に自己を表現できる子ども ・国際性の豊かな子ども ・自分から物事に意欲的に取り組み、やりとげる子ども ・おおらかで思いやりがあり、とりまく人々を大切に作る子ども
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夜10時までの長時間延長保育 ・夜8時以降の延長保育児に補食の提供 ・生後6カ月からの乳児保育 ・障害児保育 ・民営化後の完全給食の実施 ・世代間交流事業 ・地域子育て支援活動
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣に300坪のコピー食育菜園 ・サッカー保育（4, 5歳児 毎週金曜日） ・サッカースクール（3,4,5歳児対象 園までの送迎有り） ・おじいちゃん先生（不審者対策と日常保育中における世代間交流） ・国際交流保育 ・毎月複数回実施される豊富な保育行事

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
理念・方針・取り組みへの理解浸透
平成15年の運営委託時は、保護者から、従来の市立保育園の保育を継続して行って欲しいという要望が多かったものの、日頃からの連絡帳や登降所での直接的な双方向コミュニケーションや個人面談・アンケート調査による利用者意向の把握・運営協議会による話し合いが行われた結果、保育所の理念・方針・取り組みに対し、保護者の理解浸透が図られている。現在では、園だよりや保育ブログ配信をして、保護者に普段の保育の様子を知らせているほか、携帯コンテンツサイトスマホでも行事日程や持ち物などの情報発信をしており、保護者からもメールで返事を貰うなどツールと使った方法でも保護者との連繋の強化を図っている。
「食を営む力」を養うための積極的な食育への取り組み
豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるために「食」は欠かすことのできないものであり、さらに、乳幼児期の健康を維持するための「食」は大変重要だと考えている。また、「美味しい」食事を提供することは、食育の原点であり、美味しさを知ること、体験することから食育が始まると考えている。このことに賛同した、元ホテル総料理長を調理部門責任者として、職員の一員として迎え、全保育園の監修を任せることで、「栄養があるのは当たり前、より安全で美味しいものを提供しなければならない」との思いがこもった、栄養のバランスの取れた、美味しい給食を毎日子どもたちに提供している。また食の安全性にこだわり、出来るだけ地元産の食材(野菜)を使っているほか、調理する者と生産者が顔の見える関係をつくり円滑な連携を図るため、生産現場まで出向いていき食材を調達することも度々行っている。
食に対する関心を高める食育菜園
保育所の近くに、300坪の食育菜園を造り、多彩な植物や野菜を育てることで、土や自然に触れる機会を得、植物の発育・野菜の旬を知り、収穫の喜びを(時には失敗も含めて)体験し、お米や野菜を育てている方々の仕事の大変さや苦勞、ひいては食べものを大切にする習慣・大自然への感謝の気持ちまで持てるような取り組みが行われている。また、菜園で収穫した野菜を実際に包丁やピーラーを使用して調理する体験をすることで、旬の野菜が持つ本来の味を味わい、食に対する興味を持ち、どうしたらもっと美味しく食べられるんだろうか「美味しい給食」はどうやって作られているんだろうかなどの関心や、調理員への感謝に繋がられている。
大規模災害も視野に入れた防災対策と安全な水への備え
3・11の大震災後、問題点を洗い出して、災害対策マニュアルの大改訂を行い、災害発生時に使用する各種器具・機器も定期的に点検し備えているほか、備蓄品も保育所外の倉庫に置くなど、保育所内に入れられない事態を想定した保管方法も新たに採用した。以前から乳幼児の味覚や食習慣に配慮して、安全でおいしい野田市の水に近い味のミネラルウォーターを用意し、乳児のミルクや食事の麦茶にもこの水を使用して提供していたが、震災後の飲料水不足のときには、十分にストックしていた水を保護者にも配って活用が計れた。現在は、災害に備えて備蓄量をさらに増やしているほか、高温瞬間殺菌をした天然水をホット充填して5年間の保存が可能なボトリングを行い、園で使用するサーバーも菌が繁殖しないタイプを新たに開発するなどして更なる安全性の向上が図られている。
楽しみながら心身を育てるサッカー保育
サッカーは世界中の人々に最も愛されているスポーツの一つであり、一流選手の見せる気迫あふれるプレーは子どもたちの憧れであり、大人をも熱狂させている。そんな魅力あふれるサッカーを日常の保育カリキュラムに取り入れている。子どもたちは、サッカーというスポーツを通じて、熱中することや成功の喜びを知り、ときには悔しさも体験しながら、精神力・集中力・創造性(考える力・表現力)・判断力(自分で決める力)社会性(ルール・仲間との関係)を育てている。体力の増進や運動能力の発展はもちろん、精神面・心を強くする力の習得を目指して、身体をめいっぱい動かして楽しんで行えるプログラムを組み、優秀なコーチ・指導法を学んだ男性保育士のもとで、楽しみながら成長できる保育が行われている。

さらに取り組みが望まれるところ

老朽化した建物への備えと対策

現在使用している保育所の建物は、建設から37年たっており、環境の維持や安全性の確保が難しい状態になっている。制度上、大掛かりな改修などができないため、毎日のようにどこかの補修・修繕を行って環境の整備を行っているが、温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持することが難しく、施設内外の設備も家庭との相違や生活習慣の変化に対応しておらず、使い勝手が良いとは言えない状態である。行える対策は既の実施されているが、保護者・職員からも改善を要望する声が多く挙がっており、大きな課題の一つになっている。

地域との更なるコミュニケーション

地域の子育て支援の核となれるように、地域向けの育児情報の発信や地域からの育児相談の受付を行っている。また園庭開放事業を定期的に行い、保健相談や離乳食講習会・栄養相談などをして、地域の子育て家庭を支援している。夏祭り・夕涼み会は、保護者と共同で開催し近所の住民の方々の参加を呼び掛けるなども行っている。しかしながら、最近、保育所の周辺に増えている新しい住民に対する、施設の設置目的への理解や保育所の専門的機能の開放や地域住民への還元の周知が、十分に達成されているとは言えず、行事開催時のにぎわい・音へのお詫び・友好的配慮への感謝などを伝えるとともに更なる啓発活動が行われることが望まれる。

職員のモチベーションに対する維持・向上への取り組み

毎年度初めに行われているキックオフミーティングでは関連する全職員を集めての所信表明や懇親会を行い、職員の創意工夫を評価し、優秀な者に対して表彰を行うなど、職員の士気を高める取り組みとなっている。また、保育業務従事者としての「心がまえ」の研修を定期的・反復的に行っているほか、効率的に着実にスキルアップできる環境を整えることが必要と考え、OJTによる先輩保育士の指導と、社内・社外の多彩な研修による職員一人ひとりのスキルアップを図っている。さらに人間関係についても把握し、助言・教育するのはもちろんのこと、働きやすい職場環境を整えるよう努めるなど、業務水準の一定化や職員のやる気向上に対しては、年間を通し様々な取り組みが行われている。しかしながら、職員のモチベーション等を常に一定水準に安定させることは非常に難しい課題と捉えており、今後に向けた更なる取り組みが期待される場所である。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

保育所の運営について、日頃より法人全体や保育所全体、さらに所長や保育士など個人レベルでも自己評価や振り返りを行っていますが、今回、客観的な見地から評価いただき、大変参考になりました。

建物の老朽化については、記載の通り制度上大がかりな改修ができないため、できる範囲での環境の最適化や安全確保を引き続き行います。また、子育て支援のサービス周知を積極的に行うとともに、地域との関わりを深め、地元から愛される保育所を目指します。さらに、法人規模を生かして、他保育所職員との交流や当保育所の独自性の追求など、職務をより広い視点でとらえることによるモチベーション向上を図ります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
		利用者満足の上	13 利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
		提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0	
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0	
			22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4	0	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0	
25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。			3	0		
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。			3	0		
子どもの健康支援		27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0		
	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0			
食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5	0			

5	安全管理	環境と衛生	30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
		事故対策	31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0
		災害対策	32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0
6	地域	地域子育て支援	33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0
計					129	0

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>● 保育所の設置目的を達成するため、経営理念・ミッション(使命)・保育目標・保育方針を明文化して、全社員の共通理解と協働のもと乳幼児の福祉ならびに保護者と地域の福祉の増進に積極的に務めている。理念・方針は、事業計画・パンフレットに明記されており、法の趣旨や人権擁護・自立支援の精神が盛り込まれている。これらをもとに使命・保育目標・保育方針・サービス内容等の目指す方向が示され、子ども達に物事の本質を体感させる為、「子どもなんだから」という考えで保育に妥協するのではなく、子どもに本物を体験させることの大切さを重要視している。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>● 保育所内研修として保育士をはじめ栄養士・調理員・看護師・事務員・用務員にいたる全職員を対象に、保育業務従事者としての「心がまえ」の研修(毎週の職員会議)を定期的・反復的に行っている。内容は、理念・方針・法令の遵守・社会貢献の遵守・企業倫理・社内規程・マニュアル・更に企業リスクを回避するために、どういルールを設定しているか・どのように運用して行くか等多岐にわたり、新入職員を対象にした着任前の二泊三日の研修時には、同様の内容で研修を行い、体系づけて理解できるように取り組みを行い、周知徹底を図っている。入社1・2・3年目の職員を対象とした、自前の研修施設でのフォローアップ研修も行われている。また、職員には理念や基本方針等が記載されたポケットタイプの手帳を携帯させて、いつでも確認できるようにしている。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>● 契約時等に、保護者に対してA4判カラー20ページの入所案内を配付して、理念・方針・サービスの内容等を順番に分かり易く説明をしている。また、所長・主任・担任職員が、入所前の面談・入所式・保育参観・懇談会・個人面談などの機会に、折に触れ話をし保護者の理解を促している。保育所では、保護者と職員が日常的に声をかけあえる関係が大事であると考えており、コミュニケーションを取る手段として毎月のこだわり食材を使用した食事の試食「おふるまい」や毎週のシーツ交換の際の会話に保育所の姿勢を理解して貰えるような話をする事で浸透を図るほか、毎月の保育所だより等の配布物でも理念・方針の実践面を伝えている。</p>		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント)</p> <p>● 毎年、前年の実施状況の評価を行い、分析・反省から新たな重要課題が明確化された事業計画を作成している。計画の策定にあたって、児童福祉施設であることを十分に理解し、保育所で実施する保育は乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するものと考え、子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意・整備すること、子どもの健全な心身の発達を支援し、養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子どもを育てるところと認識し、事業計画に養護と教育それぞれについて明確化された課題を掲げ理念の実現に向けて様々な取り組みを行っている。</p>		
5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>● 運営体制として本社に保育事業本部を置き、経営企画部・総務部とも連携して野田市を中心に13施設の運営を行っている。重要な課題や方針を決定するに当たっては、現場の状況を把握するため、毎月1回以上、全施設の保育所長・主任を集めた会議を行い報告・協議を行っている。現場の保育の問題はボトムアップ方式で保育所長によって集約され報告されている。その他にも献立会議(毎月)や研修委員会・DV専任担当者等の各委員会の召集を行い、意見・提案を収集している。その後、社長・本部役員・各施設の保育所長があつまり重要な課題や方針を決定している。会議の課程や決定は全職員が共通理解するよう、その都度、報告・連絡を行い周知している。尚全ての会議はファシリテーション方式を採用して、参加者の合意形成や相互理解をサポートすることにより、組織や参加者の活性化、協働を促進させている。</p>		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>● 本部機能や事務職員を配置することで保育士が現場で専念できる体制ができており、施設長・主任を中心として毎週職員会議を行い改善すべき箇所があった場合には、具体的な改善策を明示し、課題等についても指導力を発揮して全職員の共通理解を促し実践している。また、職員の創意工夫を評価し、毎年度末に優秀な者に表彰を行うなど、自由な意見や発想を尊重する環境を整えている。さらに、所内で人間関係について把握し、助言・教育するのはもちろんのこと、本部機能においてHRD部(人材採用育成部門)を設け、働きやすい職場環境を整えるよう努めている。とりわけ保育所内のみでの解決が難しいトラブルがあった際には、どの職員でもHRD部に直接連絡できる体制を整え、助言・教育を行い早期解決にあたる体制をとっている。評価の公平化を目指しており、評価も施設内のみで行うのではなく、保育所長・部長会議で組織の一員としての全体評価が行われているほか、HRD部(人材採用育成部門)で職員一人ひとりの能力を評価することで、偏りの無い評価を行っている。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>● 保育業務従事者としての「心がまえ」の研修(毎週の職員会議)を定期的・反復的に行っている。内容は、理念・方針・法令の遵守・社会貢献の遵守・企業倫理・社内規程・マニュアル・更に企業リスクを回避するために、どういルールを設定しているか・どのように運用して行くか等多岐にわたり、また、職員には「コピースタッフとしての十戒」や保育倫理規定・理念や基本方針が記載されたポケットタイプの手帳を携帯させて、いつでも確認できるようにしている。新入職員を対象にした着任前の二泊三日の研修時には、同様の内容で研修を行い、体系づけて理解できるような取り組みを行い、周知徹底を図っている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>● 人材育成方針として、地域の福祉を積極的に増進する者・乳幼児の健全育成に従事する者としての社会的責任を認識し、保育従事者として社会の模範となるような意識や心構えを持ち、且つ、専門的知識と技術を持つ保育士の育成を目指している。就業規則の中で、各従業者の職種・役職に応じた職務内容と権限を明記して、組織としての保育所機能が円滑に推進できる体制を作っているほか、評価基準・評価方法も明示し、職員に対して客観性・透明性を示している。新規採用にあたっては、就業規則の中で服務心得を明示しており、就業前の研修にて「礼儀作法」「身だしなみ」「正しい言葉遣い」「所作」「救急救命講習」「心がまえ」について詳細な説明・実践練習を行っている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <p>● 本社において一括した管理運営体制で経営を行っており、職員の人事管理や給与計算は、本社経営管理課が主管して、各保育所の事務的な負担を軽減している。就労時間・時間外労働・休暇についても本社でデータ集計され管理が行われていて、育児休暇の実績やリフレッシュ休暇の実績も多数ある。また、各保育所の勤務体制はシフト制で行われ、シフトは各保育所にて作成されている。時間外労働は残業命令が基本であるが、残業申請による、承認→許可での時間外労働も併用され、職員本人の主体的判断も取り入れられている。働きやすさや働きがいについて施設内での相談しやすい環境づくりはもちろんのこと、施設内の職員に相談できないような内容であっても、本部のHRD部に直接相談できる体制を整えているほか、グループネットワークを活用して、直接社長に質問できるオープンな組織づくりが行われている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>● 保育士のスキルは、学校の授業や実習のみで身につくものではなく、経験によって習得されるものが多いことから、効率的に着実にスキルアップできる環境を整えることが必要と考え、OJTによる先輩保育士の指導と、社内・社外の多彩な研修による職員一人ひとりのスキルアップを図っている。研修は入社年度別の研修のみでなく、男性研修・主任研修・保育所長研修・調理員研修・委員会研修等の各階層別の研修を行い、それぞれが必要とされる能力や技能の向上を目指している。所長を含め職員は、チェックリストを用いた自己評価を年4回行っており、それをもとに上長と個人面談を行い、納得のいく課題・目標が設定される仕組みであり、個別人材育成計画は、本部が総合的判断から作成し、作成にあたっては、職員一人ひとりの自己評価が反映されている。</p>		

11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>●全国的に増加している児童虐待の問題を、社会全体で解決すべき重要な課題と捉え、児童福祉に関わる保育所として、児童福祉法第1条に規定されている児童福祉の理念に基づく保育の提供を行うことを基本に、入社前の研修時に法律の基本方針、児童権利宣言を確認させるだけでなく、毎年、職員に配布するハンドブックにも一連の内容を記載し、いつでも反復できるようにしている。具体的には、保育士1対子どもにさせない取り組み(保育士2人以上の保育体制)や「スタッフとしての十戒」に書かれている子どもへの接し方の徹底を図るなどを行っている。また、家庭での虐待や不適切な養育に対して、虐待対応マニュアルにそって早期発見を心掛け、発見した場合等は慎重かつ迅速な取り組みを行い、関係機関と連携を図る体制を整えている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>●個人情報の保護に関する方針を定め、プライバシーポリシーとして、ホームページで明示するほか、パンフレットに掲載し、保護者に周知しており、個人情報の利用目的のみでなく、ブログ等に掲載する写真についても入保育所時に必ず承諾を得る体制をとっている。また、保育所内ガイドラインを設定して個人情報保護のマニュアルを事業所に置き、職員に対する周知徹底を図っているほか、全体研修会で個人情報保護の研修を行っている。実習生に関しては学校側と組織的に個人情報保護規定遵守の協定を結んで対応している。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>●保護者と保育士との信頼関係を確立することで相談しやすい環境を作るよう努めており、日常で保護者から相談があった場合、日誌にその内容を記載しているほか、月ごとの児童票にまとめて記載して記録として保管している。また、毎年、保護者との個人面談を実施し、個人面談記録用紙に相談内容を記録している。これらことから、利用者の意向を把握するほか、アンケート調査の実施により満足度、問題点を把握し、問題点があれば迅速な対応をとっている。また、利用者満足を向上させるため、定期的に運営委員会が実施されており、保護者代表・保育所代表・事業所代表・行政、自治体代表による話し合いが行われて、詳細についても保育所だよりでフィードバックしている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>●利用者の利益の保護、およびサービスの信頼性の確保に寄与する事を目的とし、苦情対応マニュアルを置き職員一人一人が苦情に対する理解を深め、保育サービスに関わる苦情を解決するため苦情解決システム運営要綱を整備して、苦情に適切な対応をとっている。このことを、保護者に対しては、会社案内や入所案内に記載し説明している。苦情については、主任保育士を苦情受付担当者・所長を苦情解決責任者として配置し、苦情について密室化した解決ではなく、社会性・客観性を確保した解決を行うため、全職員が協議する体制をしき、迅速な解決にあたっている。必要に応じて本部からの人材派遣を行うほか、公平な立場で判断するための第三者委員も設置している。</p>		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>●保育の流れに関して、自己評価を行うためにPDCAサイクルを構築しており詳細な記録を残し、それに基づいた評価反省を行い、サービスの向上をめざして、次の計画の作成時に反映させている。基本事項や手順等の見直しにあたっては、保護者アンケートや行事ごとのアンケート・連絡帳の記述・保育見学や保育参加者等の感想から保護者の意見を集約し、参考にしていく。職員からの提案・職員一人ひとりが工夫・改善したサービス事例は、職員会議などで取り上げて、検討して保育内容・サービスの改善に反映させている。また、職員会議や各研修においてサービスの基本事項や手順等が職員へ周知されており、職員が一定レベルの知識や技術を学べるような機会として、園外研修による最新の保育技術・保育ニーズの習得や園内研修・OJTで長年培ってきた独自のノウハウを学ぶ等を実施している。</p>		

16	提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>●2011.3.11東北沖地震は、保育所における防災意識を大きく変えるターニングポイントであった。おさまらない余震・保育所庭避難中の冷え・電話の不通・交通マヒによるお迎えの遅れ等の様々な事態に直面したが、人的被害を被ることが無かったのは幸いであった。これを踏まえ、法人として全職員にアンケートを実施し、発生当時の様子や避難訓練の成果を明らかにするとともにマニュアルの改善点をヒヤリングし、震災の経験に基づいた大幅な防災マニュアルの改訂を行った。特に想定外だった事の対応策をまとめ、より実践的な内容を盛り込んだマニュアルを作成した。また、法人が市内で複数の保育所を運営していることもあり、提供する保育の標準の実施方法のマニュアルとして、感染予防マニュアル・衛生管理マニュアル・災害マニュアル・自己管理マニュアル・業務マニュアル等が用意され、様々な状況においても適切な判断が取れるような体制が整っている。各保育所ではマニュアル作り担当を配置して、職員が中心となって話し合いながら、自所に合う内容となるようにマニュアルの見直しをしており、基本事項を抑えながら、毎年改定を行っている。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>●問い合わせ、見学について対応できることを、ホームページ、パンフレット等で明記して周知している。利用希望者からの問合せや見学の申し込みは随時受け付けており、見学の日時等は申込者の要望にできるだけ合わせる様な配慮がなされている。園内の見学や案内・説明等は主任または所長が行い、見学希望者へはできるだけ丁寧な対応を心掛け、パンフレット等を使用し、園の理念や方針・サービス提供について説明がなされている。また、質問にも理解が得られるように解りやすい回答へと努めている。見学後にはアンケート調査への記入をお願いし、一方通行ではなく見学者の理解度も把握している。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>●入所時に理念、保育目標、重要事項等について記載されている入所案内を渡して個別に面接・説明を行い、内容について理解・同意を得ている。説明時には内容に不明な点がないか確認をとりながら行い、質問も随時受けられるようにしており、資料も文章のみでなく、写真や表を取り入れ保護者が理解しやすいようにしている。この時に保護者の意向も確認し、記録用紙に記録している。また、ウェブサイトにて各保育所が担当職員を配置して独自に作成した、「保育所だより」を掲載しており、毎月の保育内容の説明が行われていることから、こちらへのアクセスも推奨している。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>●保育理念・保育目標・保育方針・年間保育計画を組み込み、保育課程を作成している。独自の「マトリクス保育」や「英語保育」を組み込み豊かな体験ができるように配慮されている。年間指導計画は保育課程を踏まえて、子どもの年齢に応じた計画が立てられている。年間指導計画を基に月案を作成しており、日々の子どもの様子や連絡帳等からの子ども・保護者の意向を把握し、月ごとに振り返りを行い、次月の目標や具体的な保育内容に反映させている。又、行事予定などの計画を緊急に変更する場合は職員会議で決定事項を周知し、保護者にも伝えている。</p> <p>●子どもの一人ひとりの心身状況や生活状況の変化等は児童票や家庭状況記録等に記載しており、乳幼児会議や職員会議において確認し職員間での共有が図られている。また、管理場所を定め、必要に応じて速やかに確認できるような体制が整えられている。職員は日常の具体的な保育内容や子どもの様子を日誌に記載しており、毎週末に所長・主任が記入の過不足を確認し、必要に応じて修正するような指導も行われている。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>●保育課程をもとに年間指導計画が提示され、期案・月案・週案を、クラス毎の複数担任が協議して作成している。原案を所長、主任が参画して見直しを行い、保育所全体としての整合性を図っている。計画作成にあたって発達過程を踏まえ生活の連続性、季節の変化などを考慮し子どもの実態に即した具体的なねらいや内容を盛り込んでいるほか、ねらいを達成するための適切な環境構成を整えることに努めている。また、計画の実践を振り返り、見直しと改善に努めている。</p>		

21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>●一日の中で、集団活動の時間と自由に遊べる時間を確保し、毎日、子どもが好きな遊びができるようにしている。発達に合わせキャラクターには頼らない玩具や遊具も用意され遊びの範囲を広めている。シンプルな木の板で建物やかまくらを作るなどの創造性を高める取り組みも行われている。また、保育所独自の「マトリクス保育」(異年齢児交流保育・年齢別保育を融合)を実践することで、年長児は年下の子どもを積極的に助け、リーダーシップや思いやり優しさを育み、年少児は積極的に年長児のお手伝いをするといった、それぞれが自発性を発揮できる環境が整っている。</p> <p>●職員として、元プロサッカー選手で、U9のコーチとして日本でもトップレベルの資質を持つ、幼児サッカー指導の経験が豊富なコーチと、日本サッカー協会の指導者研修を修了した男性保育士が在籍しており、子ども達にサッカーを通して主体性を育む保育を行っている。園庭をいっぱいに使って男児・女児ともにサッカーを楽しむ光景を目撃しており、ゲームに参加していないチームもきちんと集合して応援をするなど、幼児としては信じられないレベルの実践が行われていた。こういった取り組み通した、子どもの主体性・自発性を重視した意図的な働きかけが、運動会・発表会でも活かされている。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>●保育所の近くに、食育菜園を造り、多彩な植物や野菜を育てることで、土や自然物に触れる機会や収穫の喜びを体験し、植物の成長過程を通して季節を身近に感じられる環境を整えている。野菜や植物の育て方を、近所の農家の方に指導・協力してもらい、そのことから地域の人たちと自然な交流ができています。また、法人の所有するバスで春・秋の遠足として市内の公園に出掛けたり、動物園を訪れるなど、子どものフィールドを広げる目的の取り組みが行われており、社会体験が得られる機会をつくっている。</p> <p>●発表会は近くの公民館を借りて行い、地域の資源を活用するほか、本格的な舞台(演出・音響・照明・小道具)で披露して、家族だけでなく地域の方たちも招待して子どもたちの成長を観て頂くとともに交流を行っている。また、防災訓練の際などは消防署から実際の消防車・救急車を手配して、消防車が活動する様子を子どもたちに見せるほか、消防署員からお話を聞く・質問をするなどして地域社会との関わりを持っている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子ども達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。 ■異年齢の子どもとの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>●日常的な遊びの中で、年齢を超えたグループ構成を取り入れた異年齢児交流保育と年齢別保育を融合した「マトリクス保育」を実践している。異年齢児交流保育は、リーダーシップや思いやりを育み、年齢別保育でしつけや基本的な生活習慣を学ぶことができる取り組みを行っているほか、保育士の手伝い等の当番活動を通して、役割を果たす喜びと責任感を養っている。</p> <p>●けんかやトラブルが発生した場合は、危険のないように注意しながら見守り、子ども同士で解決できるような支援を行っている。保護者に対しては、責任の所在は保育所であると明確に示し、基本的には双方の保護者に知らせている。あくまで、保育所が主体的に解決を図り、保護者同士での直接的な関わりは極力避ける方針である。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>●事業計画に人権擁護や異文化の相互理解について明示しており、職員教育を実施して理解浸透へと努めている。子どもに対しては、年齢や文化・習慣の違いがあっても、お互いを尊重する心が重要であることを保育の中で教える取り組みがなされている。また、年齢の違う子との交わりや人間関係が経験できるようにマトリクス保育が行われている。戸外活動を一緒に行い、年長児の模倣をして遊んだり、年少児を優しく遊びに誘うなど年齢の違いを意識し、理解する中でより良い関係の構築が行われている。現在、障害児は入所していないが、法人には、統合教育の専門家が配置されているほか、障害児保育の経験のあるスタッフが多数在籍しており、特別な配慮が必要な子どもには個別指導計画を作成して、会議で指導計画について話し合い職員全員で共通理解をとる体制づくりを行っている。また、職員は障害児の研修に参加するなどして受け入れ体制は整っている。</p>		

25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>●長時間にわたる保育は職員のシフト制により行われ、1日の保育の中で一貫性のある保育が行われるようになってきている。引継ぎは口頭だけでなく、引継ぎノートに詳細を記載して行うほか、グループウェアを使用した引き継ぎ事項の確認も行っている。お迎えの時に説明が必要なことがあれば保護者に説明もしている。</p> <p>●延長保育は、22時まで対応しており、長時間保育用の部屋を用意しゴザなどを敷くことで疲れてもゴロゴロできるようにするなど、子どもがゆったり過ごせる環境づくりを行い子どもの健康や情緒の安定に配慮している。延長保育時は、補食の提供を行い、20時以降の延長保育児には夕食の提供もしている。また、延長保育専門の職員は配置せずに職員のシフトでルーチン業務化して対応しており、保護者の安心感にも繋がっていると思われる。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>●一人ひとりの保護者と個人面談、保護者会、保育参観等を定期的に設け、子どもの発達や育児についての情報交換が実施されている。また、保護者が気軽に相談できるような信頼関係を築くことを心がけ、相談しやすい環境づくりをしており、職員が受けた相談の内容は専用の記入用紙に記入し上長へ報告する仕組みであるほか、メールを使用して法人本部に直接、意見・要望・相談ができる体制や育児相談のフリーダイヤルの設置も行っている。</p> <p>●市で開催している幼保小(幼稚保育所・保育所・小学校)連絡会(法人代表が役員を務めている)に参加し情報共有や相互理解を深めているほか、近隣の小学校との交流保育を行い、お互いの運動会や発表会にも参加している。就学に向けては、2月の終わりから3月初めにかけて、近隣の小学校にて1年生との交流会を行い、子ども同士や職員間との交流を深めている。また、3月には、保育所児童指導要録を小学校に届けるとともに、小学校の職員と保育所の担任とで子どもの様子について申し送りを行い、子どもの育ちの理解を深めあい、より良い指導ができるよう連携を図っている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>●子どもの健康管理に関する保健計画を作成しており、健康診断を年に2回、歯科検診を年に1回、発育測定を毎月実施し、その結果を保護者に伝え記録している。子どもの予防接種の履歴は母子手帳により確認し、記録しており未実施の子どもには、年齢に応じた予防接種を推奨している。また、保健計画をもとに、看護師が保健だよりを発行して保育所での取り組みや健康に関する家庭へのお願いを伝えている。</p> <p>●毎日の健康チェックには、登降保育所時のマニュアルがあり活用している。与薬については「与薬補助依頼書」に必要事項を記入したものと医師より処方された薬を専用の薬ケースで1回分だけ預かり、看護師と保育士がクロスチェック体制で確認し投薬している。SIDS対策としても5分間隔のチェックをして午睡中の事故を防止している。その他に虐待児対応マニュアルがあり、服装の乱れやケガ・アザ等から虐待児の早期発見に努め、発見時には所長へ報告し、市の相談員や関係機関との連携を図る体制を整えている。</p> <p>●職員の日々の健康状態についても、体調・体温・せき・下痢の有無を毎日報告することとし、健康状態の優れない職員は、保育に就けない体制をとっている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>●看護師が保育中の各クラスを巡回して、子どもの健康状態を把握している。また、医務室の環境整備が行われているほか、保育士を含む全職員が感染症・疾病・救急対応のマニュアルの確認を定期的に行い、保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、適切に対応できるようにしている。</p> <p>●感染症の対策は、感染した子どもを発見した場合、看護師を通じて嘱託医に報告して、その指示を仰ぎ、病気治癒への適切な助言を保護者に伝えている。保育士は2次感染の予防のため吐しゃ物の除去など実際の対応も、日頃から練習しており適切な対応が行われている。感染症の流行状況については、嘱託医・医療機関・近隣の保育所とも積極的に情報交換してコビモやかんたんメールを通してリアルタイムの情報伝達をして早期の注意喚起や有効な予防対策を行っている。また、感染症の予防のため保護者は極力保育室に入らない対策をとっており、子どもの受け付けや引き渡しは教室の外で行い、着替え等も職員が預かり、個人のロッカーにしまっている。</p>		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>●保育所ごとに食育計画と作成しており、正しい食習慣と箸や茶碗の持ち方・姿勢・マナーなどのしつけを保育の計画に位置付けるとともに、各保育所の特性を生かした計画を実施している。定期的に献立検討会議を行い、新しい献立をつくる時は、試食会を行って検討しているほか、給食のメニューは、離乳食、3歳未満児用、以上児用に分けるだけでなく、通常食用、宗教食用、アレルギー食用(アレルギー食材別)等とさらに細分して提供している。行事食は節句等にちなんで行っており、(おせち料理・七草粥・時の記念日にちなんだ時計ケーキ作り・七夕そうめん・誕生会食)があるほか、特に、8月は、地域の伝統料理(ゴマそうめん)を取り入れている。また、菜園で収穫した野菜を実際に包丁やピーラーを使用して調理する体験をすることで、食に対する関心や、調理員への感謝の気持ちを育てている。</p> <p>●法人としての食育プログラムの一環として、食べる喜びを体験させる事目的とした、厳選した食材を使用して、こだわりの調理法で仕上げる「こだわり食材プログラム」を実施しており、「こだわり食材プログラム」で提供された一品は、お迎え時の保護者にも試食して頂き、食の安全性の確認と同時に、味に対するレベルの高さを実感して頂いている。また、普段から食材について徹底したこだわりを持ち、出来るだけ地元産の食材(野菜)を使っている。調理する者が生産者と顔の見える関係をつくり円滑な連携を図るため、生産現場まで出向いていくことも度々行っている。さらに、保育所対抗の調理のコンテストを行って調理部門同士の連携を図るほか、給食業務の質の向上を促している。特に、子どもの好きなカレーについては1年間かけて研究を重ね、完成させた秘伝のカレーレシピを希望する保護者へ公開している。</p> <p>厳選したミネラルウォーターと独自のサーバーを常備し、いつでも安全な水を提供できる環境も整えている。</p> <p>●アレルギー児や障害のある子どもに対しては個々の状況を全職員が把握し、嘱託医、かかりつけ医の指示のもと適切に対応した食事を提供している。アレルギーのみでなく宗教食にも対応し、除去食ではなく可能な限り代替食を提供するようにしている。誤食を防ぐため食札を付けるだけでなく、職員間で声だしの確認をしながら配膳を行い、食事中も必ず保育士が見守り、誤食、誤飲の防止に努めている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>●施設の環境を適切な状態保持し、衛生管理マニュアルに則り、各箇所の消毒をするなど、衛生管理に努めている。手洗いはハンドソープで行い、ペーパータオルで拭き取りタオルを使用しないことでタオルを介しての感染を予防している。また、看護師が、保育所児に対し感染症予防等のことをわかりやすく紙芝居で説明しているほか、手洗い・うがい・歯磨きの方法等は看護師・保育士がイラスト・絵を使って説明を行いながら指導している。</p> <p>●保育室・事務室・トイレ清掃はチェック表で確認をし、整理整頓・清掃は職員が担当制で毎日行っており、快適に過ごせる環境を整えている。戸外についてもおじいちゃん先生が保育所庭等の環境の整備を行っている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>●事故発生時の対応マニュアルを配置して職員に内容の確認・周知を定期的に行っているほか、事故発生時には事故発生記録を取り、職員間で情報を共有し、今後の事故防止についての対策案を立てている。遊具や設備の安全確認は、チェックリストを用いて行っており、錆やネジのゆるみ等の危険が見つかった場合には早急に修繕するなどの対応をしている。</p> <p>●防犯に関してもマニュアルを置き、職員の理解・周知を図る取り組みをしており、地域の警察の協力のもと「総合防犯訓練」を実施し、実際に警察官とパトカーに出動して貰い、不審者への対応法や常備しているサスマタの取扱いなどの実践的な訓練が行われている。日常では、地域や行政から不審者情報ははじめ各種の情報の収集を行うほか、来訪者にはネームタグの着用を義務づけて、外来者との識別を容易にできるようにしている。さらに、男性保育士・おじいちゃん先生を配置することで、不審者への警戒をアピールしている。おじいちゃん先生は着任前に警備会社から不審者対策・訓練を受けており、実践に役立つ配置となっている。また、警備会社と特別な契約を結んで、専用端末からの連絡で、出動要請の一切の確認を短縮して、警備員が駆け付ける体制を取っていて、専用端末を散歩や遠足時にも携帯している。</p>		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>●3・11の大震災時には、各保育所の災害状況の収集をして、本部からの指示により、混乱を最小限に抑え、隣接するグループ保育所からの支援を直ちに行うなど連携の取れた行動をして、子ども達や職員の安全を確保した。保護者への連絡手段として従来の電話による連絡に加え、携帯電話のメール機能を利用した「コピーかんたんメール」での連絡を行い、電話が通じにくい事態に対応し、安全の確保・避難状況等の必要な情報を定期的に発信することで、保護者の不安の解決にあたった。また、ホームページ上でも、情報配信して、メールが届かない状況に対応した。</p> <p>●その後の検証から、問題点を洗い出して、災害対策マニュアルの大改訂を行い、職員の役割分担等も明確に取りきめ、内容の周知を定期的に行っており、子どもたちの安全への意識を高める活動もしている。災害発生時に使用する各種器具・機器も定期的に点検し備えているほか、備蓄品も保育所外の倉庫に置くなど、保育所内に入れない事態を想定した保管方法も新たに採用した。</p> <p>●地震や火災、自然災害を想定した避難訓練は月1回以上行い、年に1回以上の「総合避難訓練」を消防署など関係機関と連携して実施し、救急車、消防車の出動はもとより、全職員が救急救命講習を受講し、心臓マッサージやAEDの使用法などの、正しい処置法を習得するなど実践的な訓練を行うことで、万一の事態に的確かつ迅速な対応をとる体制を整えている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>●運営委員会での話し合いで、地域の子育てニーズを把握し、地域の子育て中の家庭にむけて、保育所で行っている子育て支援の取り組みを保育所案内や会社案内、ホームページに記載することで、子育てへの支援が幅広く行われていることを知らせている。</p> <p>●保育所庭開放の日程を市報や保育所だよりにてお知らせをしており、毎月1回、保育所庭開放を行い、未就保育所児プログラムとして身体測定や季節ごとの遊び・手作りおもちゃ等の製作を実施し、親子間や他の家族との交流の場を提供し、保護者向けプログラムとして、小児保健講座や離乳食・幼児食講習会などを行っている。また、5歳の在保育所児が交流を兼ねて歌のプレゼントを実施している。</p> <p>●子どもと地域の人々との交流を広げるため、敬老の日になんで、世代間交流を実施し、地域の老人クラブの方々を招待し、全保育所児との交流の場を設け、年長児とはゲームや会食を行うほか、運動会にも老人クラブの方々をお招きし、年長児と一緒に競技に参加していただくことで交流を深めている。その他にも、保育所に隣接している菜園で畑仕事をする際は近隣の農家の方々にご協力いただき、畑仕事に関するアドバイスを頂くとともに、実際に畑仕事のお手本を見せて頂き保育所児・職員との交流を実施している。また、地域の小学生による職場探訪や中学生の職場体験を積極的に受け入れているほか、高校生や大学生のボランティアも行われている。</p>		